

【金融・証券税制】

- [] 上場株式等の軽減税率
上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%の軽減税率の適用期限が、平成25年12月31日まで2年間延長されることとなりました。

- [] 非課税口座内上場株式等
非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の導入時期が2年間延長され平成26年1月1日より適用されることとなりました。